

持続可能な公共サービスの確立を 全区で新規採用を獲得しよう 2022現業統一闘争がスタート



東京清掃組合
千代田区飯田橋3-9-3
TEL (3237) 9995
1部20円
編集責任
企画・総務局
渡辺 歩

わが組合の綱領

- 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
- 二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
- 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

2022現業統一闘争がスタートします。23区では、昨年度9区と一組で44名の新しい仲間が採用されました。今後この勢いを止めることなく、継続した新規採用を求めるとともに、全区での採用を勝ち取るために、取組みを強化していきましょう。

持続可能な公共サービスの提供を

これまで現業職場、とりわけ清掃職場は、政府の「簡素で効率的な行政運営」政策のもと、人員削減をはじめ、「インセンティブ改革」「トップランナー方式」などの導入、さらに賃金抑制など、コスト論のみを理由とした合理化が強硬に押し進められてきました。こうした動向は、通常業務に支

障をきたす恐れがあるとともに、地域実情に応じた公共サービスではなく、全国一律的な政策に偏るばかりか、災害時では、災害ごみの収集・撤去、インフラの対応など、発災時の初期対応や復興の遅れに直結する重大な問題であります。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、区民の安全で安心な生活環境を守るため、これまで以上に公共サービスの安定的な提供

が求められています。まさに今こそ、地域公共サービスを提供している清掃職場における課題を解決するために全力で取組む必要があり、持続可能な公共サービスの安定的な提供が可能となる体制の維持・拡充にむけ、新規採用を勝ち取ることを最重要課題とし、取組みを進めていかなければなりません。

この間、自治労が通年闘争と位置付け、人員確保闘争と現業統一闘争を一体のものとして取組み4年が経過しましたが、昨年初めて前年度を下回る闘争結果となりました。前年度の闘争で取組みが後退した要因として、感染症の拡大や衆議院選挙などが挙げられます

現場力の回復による質の高い公共サービスの確立を

近年多発する自然災害や感染症の拡大など、これまでの経験したことがないような状況であっても、我われは区民の生命と暮らしを守るため、公共サービスを提

供し続けています。現場の最前線で働く我われが取組む政策要求をはじめ、職場改善要求は、区民福祉の向上、さらには自治体現場力の回復による質の高い公共サービスの確立するため

があります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、公共サービスの重要性和脆弱さが広く認知され、社会基盤の歪みと限界が露呈し、区民生活に痛みが伴っている状況であるから、その、現場力の回復による質の高い公共サービスの確立や緊急事態への対応を含めた人員確保を求めていくことが重要であります。この間、清掃職場では、コスト論のみの合理化が半ば強引に押し進められてきました。区移管以降、採用がさ

らなる資源化に向けた取組みが推進されることにより、新たな業務が展開されることが予想されます。これまで、我われは質の高い公共サービスの実現に向けて、清掃事業に付加価値を高めたものを自ら政策提言し実現してきました。また、大規模災害時には被災自治体への復旧・復興の支援に取組み、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、事業を止めないよう感染対策も含めて奮闘を続けてきました。

新たな業務は直営を勝ち取る

我われが担う清掃事業は「ごみの減量・資源化の促進」「不適正搬入物対策」「地域コミュニティの変化による集積所問題や高齢者への対応」「災害時のごみ処理問題」など、時代とともに問題や課題が多様化し増大しています。とりわけ資源化については、昨年の国会で「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の可決・成立を受け、さらなる資源化に向けた取組みが推進されることにより、新たな業務が展開されることが予想されます。これまで、我われは質の高い公共サービスの実現に向けて、清掃事業に付加価値を高めたものを自ら政策提言し実現してきました。また、大規模災害時には被災自治体への復旧・復興の支援に取組み、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、事業を止めないよう感染対策も含めて奮闘を続けてきました。

23区全体で新規採用を勝ち取る

自治労の統一闘争の意義は、すべての単組が統一基



清掃職員の人員確保に関する要求書

日頃より、区職員の労働条件および資源循環・環境保全型清掃事業の確立に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。23特別区の清掃事業は、地域住民の安全・安心な住環境を保障する公共サービスの最前線であり、その最前線で働く清掃職員の役割は、地域住民の視点で地域住民の立場に立った政策展開、地域公共サービスの拡充をはかるうえで不可欠な存在です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化するなか、エッセンシャルワーカーである清掃職員は、感染への不安を抱えながら、安心で安全な区民生活を守るため、日夜公共サービスを安定的に提供している。そのため、今後も徹底した感染防止対策を講じるとともに、業務量の増加に伴う必要人員を適切に配置すること。
2. 公務の運営においては、正規職員を中心とすることを前提とし、恒常的・基幹的業務については、正規職員を配置すること。また、退職不補充方針を徹底し、正規職員が退職した場合は、新規採用により正規職員を配置すること。
3. 少子高齢化・人口減少社会など、様々な社会問題に対応し、かつ安心・安全で質の高い、持続可能な公共サービスを安定的に提供することが求められている。そのために清掃職員が現場で培ったノウハウや、知識・経験を継承していくことが極めて重要であることから、毎年の継続した新規採用を行うこと。
4. 2022年4月時点における欠員については、正規職員で早期に補充すること。また、2023年人員体制・新規採用者数については、事前協議と労使合意を前提とし、採用選考のスケジュールを明らかにすること。
5. 60歳超の職員については、加齢に伴う身体機能の低下を考慮し、65歳まで安心して働ける業務を確保すること。
6. 清掃事業は、排出指導や環境学習を通じ住民・事業者等とふれあうことで、地域の多様な情報を把握している。大規模災害の際には、直営職員が保有している情報等を組み入れることで、速やかな対応が実現できる。その為、清掃職場の直営体制を維持するとともに、緊急時対応を可能とする人員を確保すること。
7. 清掃職場は他の職場と比較しても、公務・労働災害の発生件数や重大災害が極めて多い職場である。労働安全衛生委員会を通じて原因究明を行うとともに、再発防止に向けた取組を強化すること。併せて、夏季には熱中症の災害防止をはかるため、対策車を合わせた夏期対策を講じること。
8. 住民の生命や暮らしを守るため感染リスクと向き合いながら地域公共サービスを守り続けているすべての職員において、業務外での感染が明らかになった場合、公務災害として取り扱うとともに、感染が疑われる場合においても、適切な休暇制度を設けること。
9. 社会インフラを担うエッセンシャルワーカーに対する定期的なPCR検査の実施など感染症対策を強化するとともに、特殊勤務手当に特例措置を設け、増額すること。
10. 改正地方公務員法ならびに改正地方自治法の趣旨を踏まえ、「同一労働・同一賃金」の実現にむけ、会計年度任用職員の賃金・労働条件を改善すること。
11. 新たな民間委託の導入や職場定数の見直しについては、労使協議・労使合意を前提とし、一方的な変更は行わないこと。
12. 障害特性に応じた合理的配慮の提供と障害の種別を超えた雇用促進をはかり、法定雇用率を上回る雇用を確保すること。

(13. 支部の独自要求についても、誠実に回答すること。)

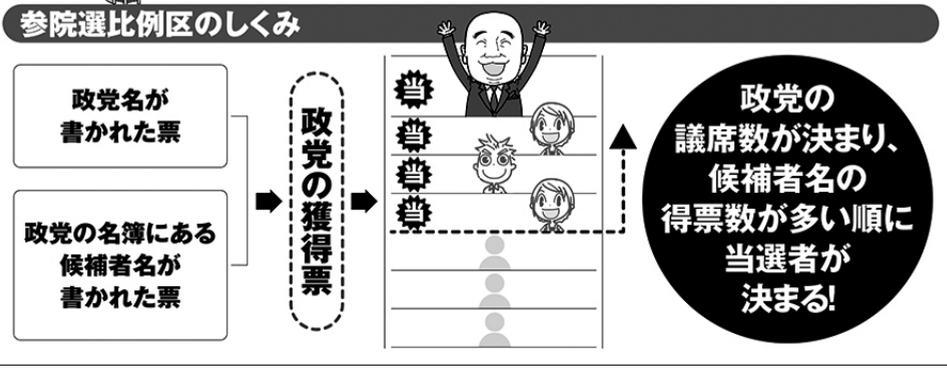
以上、労使で合意したときは、労働協約として締結すること。

回答については、2022年5月19日(木)までに行うこと。

以上

参院選 比例区も個人名で投票を!

個人名の得票で当選が決まります!



(泉田 和明)